

平成 20 年 3 月 31 日 策定
令和 4 年 11 月 21 日 一部改正

茨城県立医療大学研究活動上の不正行為等防止計画

最高管理責任者
茨城県立医療大学長

「茨城県立医療大学における研究活動上の不正行為等の防止に関する規程」及び「茨城県立医療大学における研究費の不正使用防止に関する規程」（以下、「規程等」という。）並びに「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（文部科学大臣決定）」に基づき、茨城県立医療大学における研究活動上の不正行為等を防止するため、本学全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、茨城県立医療大学研究活動上の不正行為等防止計画（以下、「不正防止計画」という。）を策定する。

1 管理体制の強化

最高管理責任者及び統括管理責任者は、規程等に基づき、研究活動上の不正行為等の防止に向けて管理体制を強化するとともに、不正防止計画推進本部のもと、不正防止計画を推進する。

2 研究活動上の不正行為の防止

実験ノート、調査票、音声・画像データ等の一次資料、その他研究資料については、「研究資料／試料の保存期間と保存方法等について（平成 27 年 10 月 15 日体制整備 WG 策定、令和 3 年 11 月 10 日不正防止計画推進本部会議一部改正）」に基づき、適切に保存するものとする。

3 研究費の不正使用の防止

No.	不正発生要因	具体的な防止計画
1	教職員に研究費の使用に関するルールが十分に理解されていない。	・使用に関するルールをまとめた「研究費執行上のガイドライン」を学内 HP に常時掲載する。 ・新任者に対しては、着任時ガイダンス等の機会に「研究費執行上のガイドライン」を配布する。
2	予算執行時の計画性の欠如、年度末等の執行が集中する。	・コンプライアンス教育等の機会を通じ、計画的な執行と予算管理に対する意識向上を促す。 ・年度当初の研究関連学内委員会で、研究費執行スケジュール等について周知する。 ・執行率が低い教員に対しては、個別に事務局担当職員等によるヒアリング等を行い、計画的な執行を促す。
3	購入物品について必要性等の審査が不十分。 また、要求者が不明確。	・物品購入に係る支出負担行為決議時は、当該物品のカタログやネット画像等の添付、使用目的の付記を行う。 ・教員及び各課からの要求書を必ず添付する。
4	研究への直接の必要性について疑義のある物品購入要求書の提出	・コンプライアンス教育等の機会に、研究費の使途については研究者の説明責任が問われること、対外的に客観性合理性のある執行が必要である旨を周知徹底する。 ・必要性に疑問のある物品購入要求書の提出がなされた場合は、経理担当事務職員から当該教員に対しヒアリング及び改善提案を行う。

5	起票者による納品確認 (※発注と納品検査を同一人が行う ことで、発注品と別の物品が納品され る)	・起票者以外の者が2人体制で納品検査を行うことを徹 底。
6	検査時の現物確認が不十分	・検査員は現品により確認することを徹底。 ・また100万円以上の物品については複数アングルの写真 を撮影して残す。
7	カラ出張や旅費の格安航空券の 使用等による水増し請求	・教職員の出張時には、事前の旅行伺い提出や、出張後の 報告書の提出を徹底する。 ・学会出席等用務の場合には、開催日時および場所がわか るプログラムや学会要旨を添付するとともに、発表を行う 時間や参加する分科会等の時間・内容を記載した出張報告 書の提出を求める。 ・研究打合せ等用務の際には、旅行伺いに打合せの相手方 の所属・氏名を記載するとともに、打合せの内容・時刻を 記載した出張報告書の提出を求める。 ・航空機利用における旅費精算時には、必ず搭乗券の半券、 領収書原本を提出させることとしている。
8	勤務実態の未把握による謝金の 不正受給	・謝金の支払い対象者の従事実態管理を研究者任せにせ ず、事務局職員が不定期に研究室を訪問するなど、勤務実 態を確認。 ・従事実態の適切な管理、成果物の管理の必要性について、 コンプライアンス教育等の機会通じて周知徹底する。
9	指導教員等による謝金の還流指 示	・謝金の支払い対象者となる学生等には、リーフレット等 を渡し、当該不正に対する注意喚起を行う。

4 不正行為等防止の意識向上

コンプライアンス教育及び啓発活動について、統括管理責任者は不正防止計画推進本部での審議を経て実施計画を策定し、構成員の不正防止に対する意識向上を図る。

5 内部監査の定期的な実施

- (1) 内部監査部門による定期的な監査を行う。
- (2) 内部監査部門は、毎年度監査計画を立て、計画に基づき監査を行う。
- (3) 監査は、主に旅費や謝金の実態に基づき支出されているかについて、ヒアリングや帳票等の突合せにより確認する。

6 不正行為等の情報に関する調査の実施

不正行為等の通報が通報窓口にあった場合は、速やかに調査を行う。また、不正行為等の通報がない場合でも、不正行為等に関する情報が得られた場合には、その情報の内容に応じて調査を行うものとする。

7 不正防止計画の検証と見直し

不正事例及び不正発生の要因について絶えず検証を行い、不正防止計画について常に見直しを行うものとする。